

# 1. 条 例

議案番号	件名	内 容 (主なもの)	議 決 月 日 結 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議案第10号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の一部改正及び個人番号を利用する事務の名称の変更等に伴い、児童手当法（昭和46年法律第73号）による特例給付に関する事務等に係る規定の削除、その他名称の変更等を行うもの</p> <p>○ 公布の日（令和7年3月28日）から施行</p>	3月25日 可 会 一 致	総 務 財 政
議案第11号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>旧高倉台西小学校跡地の活用に係る事業者の選定についての審議等に関する事務を行うため、堺市旧高倉台西小学校跡地活用事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 令和7年4月1日から施行</p>	3月25日 可 会 一 致	総 務 財 政
議案第12号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	<p>刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により、刑の種類について、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例について次の所要の改正その他関係法令の改正に伴う規定の整備等を行うため、本条例を制定するもの</p> <p>(1) 次に掲げる条例の罰則又は人の資格に係る規定について、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるもの</p> <p>ア 行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年条例第9号）</p> <p>イ 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）</p> <p>ウ 堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）</p> <p>エ 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）</p> <p>オ 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第21号）</p> <p>カ 堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）</p> <p>キ 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）</p> <p>ク 堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）</p> <p>ケ 堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年条例第63号）</p> <p>コ 堺市二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例（平成18年条例第63号）</p> <p>サ 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成20年条例第32号）</p> <p>シ 堺市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第3号）</p> <p>ス 堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）</p>	3月25日 可 会 一 致	総 務 財 政

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
		<p>(2) (1)ウに掲げる条例について、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の一部改正に伴う規定の整備を行うもの</p> <p>(3) その他規定の整備を行うもの</p> <p>○ 令和7年6月1日から施行し、1(2)に係る改正規定は同年4月1日から、1(3)に係る改正規定は公布の日(令和7年3月28日)から施行</p>		
議案 第13号	堺市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に係る弁護士費用の負担に関する条例	<p>職員等である個人を被告として提起された本市の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟に当該職員等が勝訴した場合において、当該訴訟の追行のために弁護士に対して支払った弁護士報酬に係る費用を本市が負担することにより、職員等が職務に精励できる環境を整備し、もって市政の円滑な推進に資することを目的として、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するもの</p> <p>(1) 弁護士費用の負担に関する事項 (2) 補助金の交付の可否等に関する事項 (3) 地方公営企業の特例に関する事項</p> <p>○ 令和7年4月1日から施行</p>	3月25日 可決 全会一致	総務 財政
議案 第14号	堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例	<p>堺市美原B&amp;G海洋センターの附属施設である第1プールの改修に伴い、受益者負担の観点から、新たに当該プールの使用料について定めることとし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 令和7年7月1日から施行</p>	3月25日 可決 全会一致	産業 環境
議案 第15号	堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	<p>本市における一般廃棄物の適正処理及び再利用の促進並びに安全安心な暮らしの確保に資するため、一部の家庭廃棄物に係る本市及び本市から委託を受けた者以外の者による収集又は運搬の禁止について明確にすることとし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 令和7年7月1日から施行</p>	3月25日 可決 全会一致	産業 環境

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案第16号	堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設における職員の配置及び生活指導等に係る基準について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うもの</p> <p>(1) 救護施設及び更生施設において配置しなければならない職員について、栄養士を栄養士又は管理栄養士に改めるもの</p> <p>(2) 生活指導等の基準について、次のとおり改正するもの            ア 救護施設においては、新たに、一時的又は臨時的な入所者を除き、入所者各人の意向を踏まえ、個別支援計画を作成しなければならない旨定めるもの            イ 更生施設においては、現行の更生計画を個別支援計画に改め、及び一時的又は臨時的な入所者については当該計画の作成を要しない旨定めるもの</p> <p>(3) 規定の整備を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和7年3月28日)から施行し、1(1)に係る改正規定は、令和7年4月1日から施行</p>	3月25日 可決 全会一致	健福 康社
議案第17号	堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。)の制定に伴い、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めることとし、府令に従い、又は府令を参酌して当該基準を制定するため、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 令和7年4月1日から施行</p>	3月25日 可決 全会一致	健福 康社

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案第18号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。)の一部改正に伴い、堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成28年条例第39号)について、基準省令及び基準告示と同等の内容とする改正を行うもの</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について、基準省令と同等の内容とするため、次のとおり改正するもの</p> <p>ア 満3歳以上の園児に対する園外調理による食事の提供に係る基準として、栄養士による必要な配慮が行われることとしている要件を、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われることに改正するもの</p> <p>イ 園児の区分に応じて置かなければならない員数に含まれる副園長又は教頭の資格要件に係る10年間の特例期間を、12年間に延長するもの</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について、基準告示と同等の内容とするため、(1)アと同様の改正をするもの</p> <p>○ 令和7年4月1日から施行し、(1)イに係る改正規定は、公布の日(令和7年3月28日)から施行</p>	3月25日 可決 全会一致	健康 福祉 社
議案第19号	堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例	<p>本市の産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、本市における雇用機会及び事業機会の拡大並びに税源涵養をより一層図るため、本条例の有効期限を延長し、並びに社会情勢、市場動向及び本市の産業面の課題等を踏まえ、本市の工業適地及び都市拠点に誘導する企業投資に係る市税の不均一課税措置の対象等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うもの</p> <p>○ 令和7年4月1日から施行</p>	3月25日 可決 全会一致	産業 環境 境

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案第20号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の一部改正により、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大されることに伴い、建築確認審査に関する事務に係る手数料を定め、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の額の見直し等を行うこととし、所要の改正等を行うもの</p> <p>(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正に伴い、同法の規定に基づく建築確認審査及び検査の項目が増加している現状等を踏まえ、受益者負担の観点から手数料の額の見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 令和7年4月1日から施行</p>	3月25日 可決 賛成多数	予審 算査
議案第21号	堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	<p>(1) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号)の一部改正を踏まえ、本市の非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの</p> <p>(2) 刑法(明治40年法律第45号)の一部改正により、刑の種類について、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴う所要の改正を行うもの</p> <p>○ 令和7年4月1日から施行し、1(2)に係る改正規定は、同年6月1日から施行</p>	3月25日 可決 全会一致	市人 民権
議案第22号	堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	<p>社会及び公務の変化に応じた給与制度の整備を目的とする人事委員会勧告を踏まえ、以下のとおり、地域手当の支給割合を改定し、及び義務教育等教員特別手当の月額の見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの</p> <p>(1) 地域手当の支給割合を100分の12に引き上げるもの</p> <p>(2) 義務教育等教員特別手当の上限額を月額8,000円に引き下げるもの</p> <p>○ 令和7年4月1日から施行</p>	3月25日 可決 全会一致	文教
議案第35号	堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部改正により、育児のための所定外労働の制限の対象となる子の範囲が拡大されること及び介護離職防止のための仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)に関する周知の強化等が図られることに伴い、本市における職員の時間外勤務等の制限について見直しを行い、及び介護両立支援制度等の周知に関する措置等を講ずることとし、所要の改正等を行うもの</p> <p>○ 令和7年4月1日から施行</p>	3月25日 可決 全会一致	総務 財政

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案第36号	堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、法の規定に基づく過料について定めることとし、所要の改正等を行うもの  ○ 令和7年4月1日から施行	3月25日 可決 全会一致	健康 福祉
議案第37号	堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について、令和6年8月1日付け消防消第247号、消防広第188号消防庁消防・救急課長、消防庁広域応援室長通知を踏まえ、国家公務員及び警察職員との待遇面における均衡を図るため、消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する緊急消防援助隊として出動し、遭難救助活動等を行った消防職員を対象とする特殊勤務手当を新設することとし、所要の改正等を行うもの  ○ 公布の日(令和7年3月28日)から施行し、この条例による改正後の堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年9月1日から適用するもの	3月25日 可決 全会一致	市民 権
議案第38号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づき、大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率の算定条件において、後期高齢者支援金等賦課額の限度額が引き上げられることに伴い、本市の保険料に係る当該限度額の引上げを行うこととし、所要の改正等を行うもの  ○ 令和7年4月1日から施行	3月25日 可決 賛成多数	予審 算査
議案第39号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の一部改正に伴う所要の改正等を行うもの  ○ 令和7年4月1日から施行	3月25日 可決 全会一致	省 略
議案第40号	堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うもの  ○ 令和7年4月1日から施行	3月25日 可決 全会一致	省 略
議員提案 議案第1号	堺市議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例	刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備等を行うもの  ○ 令和7年6月1日から施行し、第2条、第13条、第18条、第19条、第32条、第33条、第39条、第40条及び第49条の改正規定は、同年4月1日から施行	3月25日 可決 全会一致	総財 務政

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月 結果 採決状況	付託 委員会
議案 第47号	堺市市税条例の一部を改正する条例	<p>地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)の施行に伴う所要の改正等を行うもの</p> <p>(1) 個人の市民税について、特定親族特別控除の創設に伴い所要の改正を行うもの</p> <p>(2) 固定資産税等について、課税標準の特例措置の適用期限の延長等に伴う所要の改正等を行うもの</p> <p>(3) 市たばこ税について、加熱式たばこの税額を算定する際の紙巻たばこへの換算方法の見直しに伴う課税標準の特例を定めるもの</p> <p>(4) 規定の整備を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和7年6月19日)から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するもの</p> <p>(1) 1(1)に係る改正規定 令和8年1月1日</p> <p>(2) 1(3)に係る改正規定 令和8年4月1日</p> <p>(3) 1(2)のうち資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)の施行に伴う改正規定 同法の施行の日(その日が公布日前である場合にあつては、公布日)</p>	6月16日 可決 全会一致	総務 財政
議案 第48号	堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例	<p>堺市立東陶器こども園を移転することとし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和7年6月19日)から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するもの</p>	6月16日 可決 全会一致	健康 福祉
議案 第49号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>堺旧港交流空間創出事業者の選定についての審議等が完了したため、当該審議等に関する事務を行う堺旧港交流空間創出事業者選定委員会を廃止することとし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和7年6月19日)から施行</p>	6月16日 可決 全会一致	建設
議案 第50号	堺市住宅まちづくり審議会条例の一部を改正する条例	<p>住生活基本法(平成18年法律第61号)等に基づく住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進状況を踏まえ、本審議会における調査審議の内容を、住生活に関する施策の推進について必要な事項とする見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和7年6月19日)から施行</p>	6月16日 可決 全会一致	建設
議案 第51号	堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	<p>水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の一部改正に伴う規定の整備を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和7年6月19日)から施行</p>	6月16日 可決 全会一致	建設

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案第72号	堺市職員の育児休業等に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)の一部改正により部分休業制度が拡充されること及び国家公務員に係る「育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備」に関する措置を踏まえ、本市における部分休業制度、仕事と育児との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第4項の規定に基づき、国家公務員との権衡を図った措置を講ずることとし、所要の改正等を行うもの</p> <p>(2) 本市における非常勤職員に係る部分休業について、1日につき取得可能な上限時間を常勤職員に準じたものにするための所要の改正を行うもの</p> <p>○ 令和7年10月1日から施行</p>	9月25日 可決 全会一致	総務 財政
議案第73号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>元堺消防署用地活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務を行うため、堺市元堺消防署用地活用事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和7年9月30日)から施行</p>	9月25日 可決 全会一致	建設
議案第74号	堺市立自転車拠点施設条例	<p>自転車に係る体験、学び及びレクリエーションを通じて、自転車の魅力や楽しさに触れる機会を創出することにより、自転車文化の創造及び発信を促し、もって都市魅力の向上及び「サイクルシティ堺」の推進に資するため、堺市堺区遠里小野町1丁他に堺市立自転車拠点施設を設置することとし、本条例を制定するもの</p> <p>(1) 事業に関する事項  (2) 有料施設に関する事項  (3) 行為の制限に関する事項  (4) 使用料に関する事項  (5) 権利の譲渡等の禁止に関する事項  (6) 許可の取消し等に関する事項  (7) 使用者の管理義務に関する事項  (8) 原状回復義務に関する事項  (9) 駐車場の使用料等に関する事項  (10) 施設及び駐車場における利用の制限、拒否、禁止行為及び損害賠償に関する事項  (11) 指定管理者における管理、業務の範囲、指定の手続等に関する事項</p> <p>○ 公布の日(令和7年9月30日)から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行</p>	9月25日 可決 全会一致	建設

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案第90号	堺市行政手続条例の一部を改正する条例	行政手続法(平成5年法律第88号)の一部改正を踏まえ、公示送達の実施方法について改正後の同法で定める方法と同様の方法で実施することとし、所要の改正を行うもの ○ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)附則第1条第2号の政令で定める日(その日がこの条例の公布の日(令和7年12月24日)前である場合にあっては、この条例の公布の日)から施行	12月19日 可決 全会一致	総務 財政局
議案第91号	堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	堺市行政手続条例(平成8年条例第17号)の一部改正を踏まえ、公示送達の実施方法について改正後の同条例で定める方法と同様の方法で実施することとし、所要の改正を行うもの ○ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)附則第1条第2号の政令で定める日(その日がこの条例の公布の日(令和7年12月24日)前である場合にあっては、この条例の公布の日)から施行	12月19日 可決 全会一致	総務 財政局
議案第92号	堺市市税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号。以下「改正法」という。)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和7年総務省令第30号)の施行に伴い、公示送達の実施方法について所要の改正を行うもの ○ 改正法附則第1条第12号の政令で定める日(その日がこの条例の公布の日(令和7年12月24日)前である場合にあっては、この条例の公布の日)から施行	12月19日 可決 全会一致	総務 財政局
議案第93号	堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例	本市で実施している医療費の助成について、市民の利便性及び医療機関の事務効率の向上に資するため、医療機関における受給者の資格に係る情報の確認の方法に個人番号カードを用いた手法を加えることとし、次の条例について、所要の改正等を行うもの (1) 堺市重度障害者医療費助成条例(昭和48年条例第54号) (2) 堺市ひとり親家庭医療費助成条例(昭和55年条例第15号) (3) 堺市子ども医療費助成条例(平成5年条例第22号) ○ 令和8年4月1日から施行	12月19日 可決 全会一致	健康 福祉

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月 採決状況	託 付 委員 会
議案第94号	堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正を踏まえ、公示送達の実施方法について所要の改正を行うもの</p> <p>○ 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号の政令で定める日(その日がこの条例の公布の日(令和7年12月24日)前である場合にあつては、この条例の公布の日)から施行</p>	12月19日 可決 全会一致	健福 康社
議案第95号	堺市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	<p>情報通信技術の効果的な活用を推進し、もって市民等の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、情報通信技術が社会に浸透する以前に確立され、社会のデジタル化や合理化を阻害する一因となっているアナログ的手法に係る規定について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うもの</p> <p>○ 令和8年4月1日から施行</p>	12月19日 可決 全会一致	健福 康社
議案第96号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	<p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)の一部改正に伴う次に掲げる規定の整備を行うもの</p> <p>(1) 政令の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの (2) 法及び省令の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの</p> <p>○ 公布の日(令和7年11月27日)から施行すること。ただし、1(2)に係る改正規定は、令和7年11月28日から施行</p>	11月27日 可決 全会一致	省 略
議案第97号	堺市立学校設置条例の一部を改正する条例	<p>特別支援学校の狭あい化を解消するため、新たに堺市立宮園小学校の敷地の一部に堺市立百舌鳥支援学校の分校を設置することとし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 令和8年4月1日から施行</p>	12月19日 可決 全会一致	文 教
議案第115号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正を踏まえ、公示送達の実施方法について所要の改正を行うもの</p> <p>○ 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号の政令で定める日(その日がこの条例の公布の日(令和7年12月24日)前である場合にあつては、この条例の公布の日)から施行</p>	12月19日 可決 全会一致	健福 康社

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案 第118号	堺市職員等の旅費に関する条例	<p>国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応し、及び事務負担の軽減を図る観点から、旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給対象の見直し等を行うため、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等の改正が行われたことを踏まえ、本市においてもこれらの内容に準じて旅費制度を見直すこととし、本条例の全部改正を行うもの</p> <p>○ 令和8年4月1日から施行</p>	12月19日 可決 全会一致	総務 財政局
議案 第119号	堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)の全部改正等に伴い、次に掲げる規定の整備を行うもの</p> <p>(1) 特別職の非常勤職員が職務のため旅行するときの費用弁償の額及び支給方法について、改正後の堺市職員等の旅費に関する条例第2条第1号アの1等職員(特別職の非常勤職員のうち、参与、医師及び歯科医師並びに調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずるものについては、同号イの2等職員)の例によるものとするもの</p> <p>(2) 会計年度任用職員制度の導入により、一般職の非常勤職員の費用弁償を別に規定したことに伴う該当の規定を削除するもの</p> <p>(3) その他規定の整備を行うもの</p> <p>○ 令和8年4月1日から施行し、1(2)及び(3)に係る改正規定は、公布の日(令和7年12月22日)から施行</p>	12月19日 可決 全会一致	総務 財政局
議案 第120号	堺市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)の全部改正等に伴い、次に掲げる規定の整備を行うもの</p> <p>(1) 証人等の旅費の額及び支給方法について、改正後の堺市職員等の旅費に関する条例第2条第1号アの1等職員の例によるものとするもの</p> <p>(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)の条項のずれを修正するもの</p> <p>○ 令和8年4月1日から施行し、1(2)に係る改正規定は、公布の日(令和7年12月22日)から施行</p>	12月19日 可決 全会一致	総務 財政局

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案 第121号	堺市職員の給与に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	<p>(1) 令和7年4月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び初任給調整手当を改定し、並びに自動車等の駐車場等の利用に係る1か月当たりの料金に相当する通勤手当を支給することとし、次のとおり所要の改正等を行うもの</p> <p>ア 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)の行政職給料表等及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年条例第8号)の特定任期付職員給料表において定める給料月額を改定するもの</p> <p>イ 給与条例において定める初任給調整手当について、次のとおり改正するもの</p> <p>(ア) 医療に関する専門的知識を必要とする職で規則で定めるものに採用された職員に係る上限額を月額310,800円に引き上げるもの</p> <p>(イ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職で規則で定めるものに採用された職員に係る上限額を月額37,100円に引き上げるもの</p> <p>ウ 一般職の職員に対し、令和7年12月に支給する期末手当又は勤勉手当について、期末手当にあつては100分の127.5等に、勤勉手当にあつては100分の107.5等に引き上げるもの</p> <p>エ 一般職の職員に対し、令和8年6月以降に支給する期末手当又は勤勉手当について、期末手当にあつては100分の126.25等に、勤勉手当にあつては100分の106.25等にするもの</p> <p>オ 通勤手当について、交通用具使用者に対する手当の月額を改定するもの</p> <p>カ 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員のうち、自動車等の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する通勤手当を支給するもの</p> <p>キ 堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)の全部改正に伴う規定の整備を行うもの</p> <p>ク その他規定の整備を行うもの</p>	12月19日 可決 全会一致	総務 財政

議案番号	件名	内容（主なもの）	議決月日 採決状況	付託 委員会
		<p>(2) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「デジタル規制改革推進一括法」という。）の制定を踏まえ、期末手当又は勤勉手当の一時差止処分の通知に係る公示送達の実施方法について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、併せて公示事項が記載された書面を当該任命権者の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととするもの</p> <p>○ (1) 公布の日（令和7年12月22日）から施行し、1 (1)エ、カ及びキに係る改正規定は令和8年4月1日から、1 (2)に係る改正規定はデジタル規制改革推進一括法附則第1条第2号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行</p> <p>2) 1 (1)ア、イ及びオに係る改正後の規定は令和7年4月1日から、1 (1)ウに係る改正後の規定は同年12月1日から適用</p>		

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案 第122号	堺市立学校職員の 給与及び旅費に関 する条例の一部を 改正する条例	<p>(1) 教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇改善を図るため、教職調整額の引上げ、義務教育等教員特別手当の見直し等を行うこととし、並びに令和7年4月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定等を行うこと、並びに堺市職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うもの</p> <p>ア 指導改善研修被認定者を除く特定教育職員には、給料月額額の100分の10(幼稚園に勤務する教育職員にあっては、現行の100分の4)に相当する額の教職調整額を支給することとし、段階的に額を引き上げるもの</p> <p>イ 義務教育等教員特別手当について、職務の級及び号給の別に応じ、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮した額を支給することに改めるもの(幼稚園に勤務する教育職員を除く。)</p> <p>ウ 管理職本給に係る加算額について、段階的に額を引き上げるもの(幼稚園に勤務する教育職員を除く。)</p> <p>エ 特殊業務手当のうち、非常災害時等の緊急業務に従事した場合については、全日週休日等において4時間以上従事した場合等に、一律8,000円を支給するもの</p> <p>オ 高等学校等教育職給料表及び小中学校等教育職給料表において定める給料月額を改定するもの</p> <p>カ 一般職の職員に対し、令和7年12月に支給する期末手当又は勤勉手当について、期末手当にあっては100分の127.5等に、勤勉手当にあっては100分の107.5等に引き上げるもの</p> <p>キ 一般職の職員に対し、令和8年6月以降に支給する期末手当又は勤勉手当について、期末手当にあっては100分の126.25等に、勤勉手当にあっては100分の106.25等にするもの</p> <p>ク 堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)の全部改正に伴う所要の改正を行うもの</p> <p>(2) 期末手当又は勤勉手当の一時差止処分のお知らせに係る公示送達の実施方法について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、併せて公示事項が記載された書面を当該任命権者の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととするもの</p>	12月19日 可決 全会一致	文教

議案番号	件名	内容（主なもの）	議決月日 採決状況	付託 委員会
		<p>○ (1) 公布の日（令和7年12月22日）から施行し、1 (1)アからエまでに係る改正規定は 令和8年1月1日から、1 (1)キ及びクに係る改正規定は同年4月1日から、1 (2)に係る改正規定はデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の前日である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行</p> <p>(2) 1 (1)オに係る改正後の規定は令和7年4月1日から、1 (1)カに係る改正後の規定は同年12月1日から適用するもの</p>		